

【資料2-4】

宅地造成工事許可の申請に必要な図書

(1) 宅地造成等規制法第8条の宅地造成に関する工事の許可申請及び法第11条の宅地造成に関する工事の協議申請（変更の場合を含む。）

図書の名称	説明(明示すべき事項)	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
宅地造成に関する工事の許可申請書		規則(別記様式第二)		○	○	規則第4条第1項
宅地造成に関する工事の協議書		県細則(別記第2号様式)	国、都道府県等と知事との協議の場合	○	○	県細則第4条第1項
位置図	・方位、道路、目標となる地物 ・造成区域の位置	1/10,000以上		○	×	規則第4条第1項 県細則第4条第1項
地形図	・方位 ・宅地の境界線	1/2,500以上	等高線は2mの標高差を示すものとする。	○	×	同上 同上
宅地の平面図	・方位 ・宅地の境界線 ・切土又は盛土をする土地の部分(色別は切土=茶色、盛土=緑色) ・がけ(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。以下同じ。)の位置 ・擁壁(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるがけに設置するものに限る。以下同じ。)の位置 ・排水施設(切土又は盛土をする土地の位置の部分に設置するものに限る。以下同じ。)の位置	1/2,500以上	断面図を作成した箇所には断面図と照合できるように記号を附すること。	○	○	同上 同上
宅地の断面図	・切土又は盛土をする前後の地盤面(色別は切土=茶色、盛土=緑色)	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	○	×	同上 同上
排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、内のり寸法、勾配及び水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500以上		○	○	同上 同上
がけの断面図	・がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) ・切土又は盛土をする前後の地盤面 ・がけ面の保護の方法	1/50以上	擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	○	○	同上 同上
がけの安定計算書	・土質試験などに基づく安定計算		がけ面を擁壁でおおわない場合に添付すること。	○	○	規則第4条第3項 県細則第4条第1項
擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上		○	○	規則第4条第1項 県細則第4条第1項
擁壁の構造計算書	・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定		鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の場合に添付すること。	○	○	規則第4条第2項 県細則第4条第1項

図書の名称	説明(明示すべき事項)	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
擁壁の背面図	・擁壁の高さ ・水抜き穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上		○	○	規則第4条第1項 県細則第4条第1項
工事設計者の資格に関する調査書	添付書類 ・卒業証明書 ・経歴証明書	様式は特に定めはないが、都市計画法に準じてよい。	高さが5mをこえる擁壁の設置、切土又は盛土をする土地の面積が1,500㎡をこえる土地における排水施設の設置の場合に適用	○	×	法第9条第2項
排水施設縦断図	・マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	1/500以上		○	×	
排水施設構造図	・構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水柵、吐口、泥溜)	1/50以上		○	○	
防災工事計画平面図	・方位、等高線、段切位置 ・防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ・土砂流出防止(流土止め)計画 ・工事中の雨水排水経路 ・防災措置の時期及び期間	1/1,000以上		○	○	
防災施設構造図		1/100以上		○	○	
流量計算書				○	×	
委任状			申請の委任をした場合に限る。	○	×	

(2) 宅地造成等規制法第12条の工事完了の検査申請

岐阜県宅地造成等規制法施行細則第10条第1項の工事の一部完了の検査申請

図書の名称	説明(明示すべき事項)	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
宅地造成に関する工事の完了検査申請書		規則(別記様式第三)		○	×	規則第6条
工事の一部完了検査申請書		県細則(別記第4号様式)		○	×	県細則第10条第1項
宅地の平面図		1/2,500以上		○	×	
完成写真	・宅地造成区域の全景(開発区域境界朱書)及び構造物の位置、形状等がわかるもの ・開発面積が5ha以上のものについては、原則として、航空写真とすること			○	×	
工事写真	・本編第6章第1節1完了検査(1)によること。 ・A4版台紙に貼付すること。			○	×	

(3) 宅地造成等規制法施行規則第28条の2に基づく適合証明書交付申請

図書の名称		説明(明示すべき事項)	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
交 付 申 請 書			県細則(別記第8号様式)		○	○	県細則第13条の2
事 業 計 画 書		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の概要 ・法第8条第1項の許可が不要となる理由 			○	○	県細則第13条の2第1号
現 況 図		<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・敷地の境界線 ・傾斜地を含む場合は等高線 	1/2,500以上	等高線は2mの標高差を示すものとする。	○	○	県細則第13条の2第2号
その他知事が必要と認める図書	附 近 見 取 図 (案 内 図)	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路、目標となる地物 ・敷地の位置 	1/10,000以上		○	○	県細則第13条の2第3号
	宅 地 の 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・敷地の境界線 ・切土又は盛土をする土地の部分(色別は切土=茶色、盛土=緑色) ・がけの位置 ・擁壁の位置 ・断面図の切断位置 ・現況写真の撮影位置、方向 ・予定建築物の位置 	1/2,500以上	1 現況と造成計画が区別できるものとする。 2 現況図と兼ねることができるものとする。 3 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を附すること。	○	○	同上
	宅 地 の 断 面 図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の境界線 ・切土、盛土をする前後の地盤面(色別は切土=茶色、盛土=緑色) ・切土、盛土の区別 ・法面、擁壁及びびがけの高さ、勾配及び構造 ・予定建築物の位置 	1/1,000以上	1 2面以上とする。 2 現況と造成計画が区別できるものとする。	○	○	同上
	現 況 写 真	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の全景及び構造物の位置、形状等がわかるもの ・A4版台紙に貼付すること。 		1 敷地の境界線を朱書きすること。 2 2方向以上とする。	○	○	同上
	そ の 他			法第8条第1項の許可書又は法第12条第2項の検査済証が交付されているときはその写し	○	○	同上